

三田市長 田 村 克 也 様

三田市監査委員 島 康 雄

同 竹 本 昌 弘

### 三田市内部統制評価報告書における審査について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付して提出します。

#### 1 審査の対象

令和 6 年度 三田市内部統制評価報告書

#### 2 審査の着眼点

監査委員による「令和 6 年度 三田市内部統制評価報告書」（以下「内部統制評価報告書」という。）の審査は、三田市長が作成した内部統制評価報告書について、三田市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものです。

#### 3 審査の実施内容

内部統制評価報告書については、三田市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「三田市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（令和 6 年 3 月改定総務省。以下「ガイドライン」という。）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行いました。また、その他の監査等において得られた知見を利用して実施しました。

#### 4 審査の結果

内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続に係る手続は一部相当でないところがありますが、評価結果に係る記載は概ね相当であると

考えられます。

## 5 要望事項

### (1) 評価手続に係る全般的事項について

令和6年度における内部統制の推進体制及び取組内容については、令和6年10月7日に開催された「令和6年度第2回内部統制推進本部会議」において、評価範囲（内部統制対象事務、対象部署）並びに評価対象期間及び評価基準日（以下「評価範囲等」という。）の決定を受け、内部統制の取組が開始されているものの、評価範囲等の決定が10月であったため、リスク評価の開始時期が11月以降となっており、結果、実質的な取組期間が短期間であることから、十分な取組が行われているか疑義が生じるところです。

評価範囲等の決定は、年度当初に決定することによって、十分な取組期間を確保し、より効果的な取組となることが考えられることから、できる限り早い段階において評価範囲等の決定を行えるよう取り組んでください。

### (2) 「財務に関する事務」の取組について

本年度においては、頻発傾向にあるリスクを全庁での共通リスクとして抽出するとともに、それ以外に該当するものを個別リスクとして抽出されたことで、前年度よりも5項目を共通リスクとして追加・抽出するなど、前年度よりもさらにリスクの識別作業が行われていました。

しかしながら、令和6年度では、内部統制制度導入後4年目にして、整備上の重大な不備が把握されたところであり、かつ、現在未発生であっても、リスクが潜在している事例が多いとの判断が、今回の調査で認識されたことを鑑みると、財務に関する事務全体を網羅的に把握することが重要であると考えられることから、今後更なる拡大に向けて取り組んでください。

### (3) 「その他市長が必要と認める事務」の取組について

令和6年度の特徴として、各所管課の業務に応じた特有のリスクである「個別リスク」の内、「個人情報・機密情報の漏えい」に対する運用上の不備が最も多い結果となっていました。

これに対しては、対策等一定の措置が講じられたとのことであるものの、令和7年度の年度当初においても同様の不備が発生していることを鑑みると、講じた対策等が効果的に機能しているとは言い難い状況にあると考えます。

については、不備事案が多発している事項に対して、重点的に発生理由の検証や対策を講じるとともに、今後、同一の不備が発生しないよう、更なる再発防止策を講じてください。